

令和3年度福島県一般会計補正予算（第7号）

令和3年度福島県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,041,823千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,304,388,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 地 方 交 付 税		204,895,487	225,042	205,120,529
	1 地 方 交 付 税	204,895,487	225,042	205,120,529
7 分 担 金 及 び 負 担 金		10,846,690	9,712	10,856,402
	2 負 担 金	10,684,058	9,712	10,693,770
9 国 庫 支 出 金		238,927,446	8,453,932	247,381,378
	1 国 庫 負 担 金	48,531,047	906,298	49,437,345
	2 国 庫 補 助 金	187,428,991	7,518,330	194,947,321
	3 委 託 金	2,967,408	29,304	2,996,712
12 繰 入 金		146,386,557	2,735,125	149,121,682
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,337,137	1,313,000	2,650,137
	2 基 金 繰 入 金	145,049,420	1,422,125	146,471,545
14 諸 収 入		135,035,307	10,921,612	145,956,919
	4 貸 付 金 元 利 収 入	116,016,296	10,866,012	126,882,308

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 雑 入	10,077,152	55,600	10,132,752
15 県	債	193,175,900	1,696,400	194,872,300
	1 県 債	193,175,900	1,696,400	194,872,300
歳 入	合 計	1,280,346,221	24,041,823	1,304,388,044

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		84,248,990	884,148	85,133,138
	1 総 務 管 理 費	16,056,892	125,840	16,182,732
	2 県 民 生 活 費	7,242,169	577,269	7,819,438
	3 企 画 費	41,212,298	181,039	41,393,337
3 民 生 費		136,805,425	893,568	137,698,993
	1 社 会 福 祉 費	96,196,889	837,350	97,034,239
	2 児 童 福 祉 費	34,202,517	52,149	34,254,666
	4 災 害 救 助 費	2,727,490	4,069	2,731,559
4 衛 生 費		105,563,636	1,686,662	107,250,298
	1 公 衆 衛 生 費	39,289,846	948,280	40,238,126
	2 環 境 衛 生 費	1,757,825	88,828	1,846,653
	4 医 薬 費	19,162,893	627,674	19,790,567
	5 環 境 保 全 費	43,143,074	21,880	43,164,954
5 労 働 費		4,540,076	0	4,540,076

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 職業訓練費	1,656,843	0	1,656,843
6 農林水産業費		88,929,684	1,486,855	90,416,539
	1 農業費	39,790,402	218,325	40,008,727
	3 農地費	24,247,466	492,530	24,739,996
	5 水産業費	3,779,185	776,000	4,555,185
7 商工費		177,149,047	15,436,826	192,585,873
	1 商工業費	170,895,927	11,025,423	181,921,350
	2 観光費	6,253,120	4,411,403	10,664,523
8 土木費		150,889,789	1,313,000	152,202,789
	4 港湾費	5,421,101	1,313,000	6,734,101
9 警察費		44,984,632	49,466	45,034,098
	1 警察管理費	41,067,964	49,466	41,117,430
10 教育費		224,180,776	43,112	224,223,888
	1 教育総務費	40,845,034	459	40,845,493
	4 高等学校費	44,981,932	28,373	45,010,305
	5 特別支援学校費	18,628,100	1,024	18,629,124

	6 社 会 教 育 費	3,677,288	13,256	3,690,544
11 災 害 復 旧 費		23,173,075	2,203,926	25,377,001
	1 農林水産施設災害復旧費	5,297,569	316,000	5,613,569
	2 土木施設災害復旧費	17,844,331	651,900	18,496,231
	3 文教施設災害復旧費	21,196	642,011	663,207
	4 社会福祉施設災害復旧費	9,979	243,120	253,099
	7 商工労働施設災害復旧費	0	350,895	350,895
13 諸 支 出 金		99,436,238	44,260	99,480,498
	4 自動車取得税交付金	124	1,133	1,257
	6 公 営 企 業 費	6,008,574	43,127	6,051,701
歳 出	合 計	1,280,346,221	24,041,823	1,304,388,044

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
縣市町村 Web 会議・情報連絡システム用機器等の賃借	令和 4 年度 から 令和 6 年度 まで	1,436
緊急経済対策資金（新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）） 利子補給	令和 4 年度 から 令和 6 年度 まで	1,865,941
緊急経済対策資金（新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）） 損失補償	令和 3 年度 から 令和 15 年度 まで	1,658,615
工業団地等整備事業	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	100,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
職 業 訓 練 指 導 費	700	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができるものとす る。
強 い 農 業 づ くり 整 備 事 業 費	1,800			
県立学校施設等災害復旧事業	355,200			
社会福祉施設災害復旧費	67,000			
社会教育施設災害復旧事業	18,800			
商工労働施設災害復旧費	350,800			
計	794,300			



## (2) 変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港維持管理費	64,300	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れ る政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 にお いて は、当 該見 直し 後の 利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	590,300	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れ る政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 にお いて は、当 該見 直し 後の 利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
警察施設費	661,900				677,800			
漁港災害復旧費	119,700				234,500			
港湾災害復旧費	98,700				329,700			
児童福祉施設災害復旧費 事業	3,200				17,600			
計	157,379,900				158,282,000			